

三重県測量業務発注標準

(平成18年6月1日適用)

1 発注基準

三重県測量業務入札指名資格格付要領により格付けされた測量業者に対する測量業務の発注基準は、次表の通りとします。

なお、測量業務と設計業務は、原則として、分割発注するものとします。

区分	測量業務の設計金額	格付基準
A	400万円以上	総合点180点以上 完成業務収入高 5千万円以上 有資格者数数値 10点以上
B	400万円未満	179点以下

有資格者の格付け要件については、「測量格付事項審査」申請により、認定基準日(毎年1月1日)の半年前から継続して雇用関係にあるとして認定されたものとします。

2 特例

次の(1)または(2)に該当する場合には、上記の発注基準を踏まえつつそれぞれに定められるところにより発注できるものとします。

(1) 設計金額の特例

緊急を要する場合等特別の事由があるときは、上記の発注基準を踏まえつつ上位のものを選択することができます。

ただし、この特例を適用して選択されるものは指名業者の過半数を超えることができないものとします。

(2) 測量業務と設計業務を合冊して発注する特例

測量業務と設計業務が密接に関係する業務においては、測量業務と設計業務を合冊して発注することができるものとします。ただし、その場合は測量業務相当額を勘案し、かつ、当該設計業務に係る技術者の在籍状況等を十分に把握し、当該設計業務が施工可能なものを選定するものとします。